

# 誓 約 書

温泉法第15条第2項の各号に該当しない者であることを誓約します。

住所

氏名

## 温泉法抜粋

(温泉の利用の許可)

第15条 温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の許可を受けることができない。

- 一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第31条第1項（第3号及び第4号に係る部分に限る。）の規定により前項の許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その役員のうち前2号のいずれかに該当する者があるもの